

各 部 長 等 殿
消 防 署 長

予 防 部 長

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」の公布等について（通知）

このことについて、別添え1のとおり「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の規定により読み替えて適用する同令第3条の3の表PFOS又はその塩の項第4号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成22年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号）」が公布され、別添え2のとおり「PFOSを含有する泡消火薬剤の混合使用について（平成22年9月15日消防予第416号消防庁予防課長通知。以下「416号通知」という。）」が示されたことから、下記事項に留意し、適正な事務の執行に配意願います。

記

1 PFOSを含有する泡消火薬剤の混合使用

別添え2の416号通知1、(1)によること。

なお、混合使用の適合性については、社団法人日本消火装置工業会において作成した別紙、2、2)、(5)、表-2の組み合わせ適合表（以下「適合表」という。）によること。

2 事務処理

- (1) 混合使用に伴い泡消火薬剤を補充する場合（火災、誤放出等により泡消火薬剤を補充する場合を含む。）は、次によること。

ア 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の14に規定する着工届を要しないものとする。

イ 法第17条の3の2に規定する設置届には、泡消火設備の試験結果報告書に替えて、1により適合することを確認した資料を添付すること。

なお、2回目以降に泡消火薬剤を補充する場合は、設置届を要しないことができる。

ウ 設置届に基づく検査については、東京消防庁火災予防規程（昭和61年5月東京消防庁訓令第36号。以下「規程」という。）第33条の規定により処理できるものとする。

エ ウにより処理した場合、別紙2、2)、(3)、図1の水成膜泡消火薬剤の混合済表示シール（例）が、泡消火薬剤貯蔵槽の見やすい箇所に貼付されていることを、写真等により確認すること。

オ 規程第25条第2項の規定に基づいて作成する調査書の特記事項欄には、PFOSを含有する泡消火薬剤の混合使用に伴う泡消火薬剤の補充である旨を記載すること。

- (2) 混合使用に伴い泡消火薬剤の全部を交換する場合（火災、誤放出等により泡消火薬剤の全部を交換する場合を含む。）は、次によること。

ア 法第17条の14に規定する着工届を提出すること。

なお、当該着工届には、泡消火設備の概要表及び1により適合することを確認した資料を添付することで差し支えないこと。

イ 法第17条の3の2に規定する設置届には、泡消火設備の試験結果報告書を添付すること。

ウ 設置届に基づく検査は、原則として実施するが、泡放射試験時における希釈容量濃度、発泡倍率及び還元時間に関する測定資料の提出により、交換後の泡消火設備の性能が確認できる場合は(1)、ウによることができる。

エ 規程第25条第2項の規定に基づいて作成する調査書の特記事項欄には、PFOSを含有する泡消火薬剤の混合使用に伴う泡消火薬剤の全部交換である旨を記載すること。

3 留意事項

- (1) 泡消火設備における泡消火薬剤の混合使用について（平成13年12月14日13予第793号予防課長通知）により、住友スリーエム株式会社製ライトウォーター（泡第51～7号及び泡第53～5号）にヤマトプロテック株式会社製アルファフォーム310（泡第10～1号。以下「アルファフォーム310」という。）を既に補充した泡消火設備は、異なる2種類の泡消火薬剤を補充した場合の性能が確認されていないことから、適合表のヤマトプロテック株式会社製アルファフォーム310R（泡第19～26号）を追加して補充できないこと。

よって、アルファフォーム310による補充ができない場合は、PFOSを含有しない泡消火薬剤に全部を交換する必要があることを、防火対象物の関係者及び混合使用を実施する消防設備士等（以下「関係者等」という。）に指導すること。

- (2) 1により適合することが確認されていない泡消火薬剤の混合使用で、製造メーカーが独自に性能を確認したものについて相談等がされた場合は、主管課と協議すること。
- (3) 混合使用に伴う泡消火薬剤の補充又は全部を交換することについて、事前に相談がされた場合は、PFOSを含有する泡消火薬剤の回収が義務付けられていることを関係者等に周知すること。

4 その他

- (1) 混合使用の適合性及びPFOSを含有する泡消火薬剤が追加して確認された場合は、適合表について別に通知する。
- (2) 泡消火設備の点検については、別に主管課から通知する。

問い合わせ先

予防課消防設備係		
消電	9-501-4765	4766
査察課査察技術係		
消電	9-501-4945	

分類記号 F 0 0 0 0 1

平成22年9月現在

関係者各位

社団法人 日本消火装置工業会

泡消火設備における泡消火薬剤の混合使用について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から消防用設備の維持管理には特段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、駐車場等に設置する泡消火設備の泡消火薬剤としてPFOS含有の泡消火薬剤が広く使用されていますが、今般PFOSが含有している泡消火薬剤は「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、化審法）により製造・輸入が出来なくなりました。

現在、PFOS含有の泡消火薬剤を使用している泡消火設備は、点検時等の補充が必要な場合にも、補充ができないこととなります。泡消火薬剤は検定対象品目であり、他の薬剤と混合することは技術上の規格に適合しないこととなりますが、点検時等でPFOS含有泡消火薬剤を廃棄し、他の新しい薬剤に入れ替えることは、各防火対象物の関係者に多大な経費負担を強いることになるとともに、多量の廃棄物を生じることとなります。

このため、消防庁から泡消火薬剤の補充（混合）に関しての取り扱いが示されておりますので、泡消火設備の機能を維持するため、その取り扱い等についてご案内いたしますので、ご理解の上実施して頂きますようお願い申し上げます。

敬具

－記－

1. PFOS含有泡消火薬剤について

別表1を参照して下さい。

2. PFOS含有泡消火薬剤との混合使用について

1) 全量を他の薬剤と交換する場合には、既設のフォームヘッドとの組み合わせにおいて性能評定を取得している泡消火薬剤と交換して下さい。

2) 補充（混合）をする場合は、下記の事項に留意して行って下さい。

(1) 混合使用ができる泡消火薬剤の種類

①補充（混合）する泡消火薬剤は、PFOS含有泡消火薬剤と任意の割合で混合した場合において、規格省令に規定する基準に適合していることが確認されていることが必要です。

②補充（混合）する泡消火薬剤は、1種類に限定されています。

③使用するフォームヘッドは、PFOS含有泡消火薬剤及び補充する泡消火薬剤のいずれと組み合わせても所要の性能を有することが確認されていることが必要です。

(2) 当初貯蔵していた泡消火薬剤に泡消火薬剤を補充する行為

①初回の補充（混合）に限り本行為は「軽微な工事」とみなされ、甲種消防設備士の業務範囲となり、届出関係は表－1のとおり扱われますが、事前に所轄消防署の確認を得て下さい。

表－1 届出書類等の要否

届出書類等	要否	記 事
着工届	不要	—
設置届	要	設置届には、試験結果報告書に替え、「当初貯蔵されていた泡消火薬剤」と補充する泡消火薬剤との適合性を確認した資料を添付する必要があります。
設置届に伴う現場確認	省略	※消防検査は省略されます。

②2回目以降の補充（混合）については、「整備」とみなされ、着工届、設置届及び消防検査は不要となりますが、事前に所轄消防署の確認を得て下さい。

(3) 表 示

当初貯蔵していた泡消火薬剤と他の泡消火薬剤を混合した場合には、その旨を泡消火薬剤貯蔵槽の見やすい箇所に「水成膜泡消火薬剤の混合済表示シール」を貼付して表示する必要があります。表示シールは図1「泡消火薬剤の混合済表示シール（例）」によるものとし、泡消火薬剤メーカーから入手して下さい。

(4) 記 録

当初貯蔵していた泡消火薬剤と他の泡消火薬剤を混合した場合には、必ず点検票に混合した年月日、泡消火薬剤の種類及び補充量を記録しておいて下さい。

(5) 混合使用の適合性

当初貯蔵していた泡消火薬剤に任意の割合で混合使用した場合において、規格省令に規定する基準にしていることが確認されている泡消火薬剤及びフォームヘッドの適合性については、表-2を参照して下さい。

表-2 組み合わせ適合表

(平成22年9月現在)

当初任意の割合で混合した場合に所要の性能を有することが確認されているフォームヘッド			当初貯蔵していた泡消火薬剤		左記当初貯蔵していた泡消火薬剤に補充(混合)して差し支えない泡消火薬剤	
社名	フォームヘッド型式	性能 判定番号	DIC㈱	ヤマトプロテック㈱	DIC㈱	ヤマトプロテック㈱
			メガフォーム F-623 泡第1~6号 (3%型)	アルファフォーム 310 泡第10~1号 (3%型)	メガフォーム F-623T 泡第17~3号 (3%型)	アルファフォーム 310R 泡第19~26 (3%型)
能美防災㈱	NHO 53A	221T121-1	○		○	
	NHO 54	221T157	○		○	
㈱初田製作所	HFH-35T	221T132	○		○	
	HFH-35E	221T141	○		○	
	HFH-20P ※	221T142	○		○	
	HFH-35S	221T169	○		○	
	HFH-20S ※	221T170	○		○	
宮田工業㈱	MFH-35-2	221T113	○		○	
	MFH-20 ※	221T166	○		○	
ヤマトプロテック㈱	YLH-35N	221T131		○		○
	YAH-35	221T139		○		○
	YAH-20	221T140		○		○
	YAH-35T	221T158		○		○

- 《記事》 1. 表中の○印は、平成22年9月現在において混合使用の適合性が確認されている組み合わせを示す。(尚、追加で混合使用の適合性が確認されたものについては随時更新予定。)
2. 表中のフォームヘッド型式の※印は側壁型のヘッドを示す。

図1 水成膜泡消火薬剤の混合済表示シール(例)

水成膜泡消火薬剤の混合について		
水成膜泡消火薬剤は国家検定品であり、混合して使用することは認められていませんが、以下の泡消火薬剤に限り、当初貯蔵していた泡消火薬剤に混合した場合の性能が確認されております。		
 注意	以下に示す泡消火薬剤以外を補充(混合)しては いけません。	
	製造者名	〇〇〇〇株式会社
	商品名	△△△△△△△△
	型式番号	泡第□□~□□号
最初に補充(混合)した年月日		年 月 日

《注意》

- 混合済み表示シールには上記記載要件を印刷すること。
- 製造者名「〇〇〇〇株式会社」は、混合する泡消火薬剤の製造業者名とすること。
- 商品名「△△△△△△△△」は、補充(混合)する泡消火薬剤の商品名とすること。
- 型式番号「泡第□□~□□号」は、補充(混合)する泡消火薬剤の検定型式番号とすること。
- 最初に補充(混合)した年月日は、作業日を記入すること。

《貼付シールの仕様例》

- 大きさ：幅150mm×高さ105mm
- 地色：銀色
- 文字色：黒色
- 字体：角ゴシック
- 材質：ポリエステルフィルムアルミ蒸着材
- その他：裏面糊付

3) その他

その他不明な点については、下記「お問い合わせ先」、別表2「水成膜泡消火薬剤の混合に関する問い合わせ窓口」、各防災メーカー、各泡消火薬剤メーカー又は、各点検業者等にお問い合わせ下さい。

- お問い合わせ先 社団法人 日本消防装置工業会
〒105-0003 東京都港区西新橋2-18-2 (NKKビル4階)
TEL. 03-5404-2181 FAX. 03-5404-7371
URL: <http://www3.ocn.ne.jp/~shou-sou/>

別表 1

P F O S を含有する泡消火薬剤（水溶性液体用を除く）一覧表

No.	泡薬剤の型式番号	製造者名	商品名	型式
1	泡第 51～7 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3031	水成膜泡 6% (-5℃～+30℃)
2	泡第 53～5 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3033	水成膜泡 3% (-5℃～+30℃)
3	泡第 60～2 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3103	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)
4	泡第 60～5 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3104	水成膜泡 6% (-10℃～+30℃)
5	泡第 8～1 号	住友スリーエム(株)	ライトウォーター FC-3073	水成膜泡 3% (-20℃～+30℃)
6	泡第 1～6 号	D I C(株)	メガフォーム F - 623	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)
7	泡第 1～7 号	D I C(株)	メガフォーム F - 626	水成膜泡 6% (-10℃～+30℃)
8	泡第 4～4 号	D I C(株)	メガフォーム F - 633S	水成膜泡 3% (-20℃～+30℃)
9	泡第 7～1 号	D I C(株)	メガフォーム AGF	合成界面泡 6% (-5℃～+30℃)
10	泡第 8～2 号	D I C(株)	メガフォーム N - 103	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)
11	泡第 11～1 号	D I C(株)	メガフォーム AGF-3	合成界面泡 3% (-5℃～+30℃)
12	泡第 9～3 号	深田工業(株)	フカダ・フロアルコフォーム G	たん白泡 6% (-10℃～+30℃)
13	泡第 10～5 号	深田工業(株)	フカダ・フロアルコフォーム G	たん白泡 3% (-10℃～+30℃)
14	泡第 10～1 号	ヤマトプロテック(株)	アルファフォーム 310	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)
15	泡第 11～2 号	ヤマトプロテック(株)	アルファフォーム 320	水成膜泡 3% (-20℃～+30℃)
16	泡第 11～5 号	ヤマトプロテック(株)	アルファフォーム 605	水成膜泡 6% (-5℃～+30℃)
17	泡第 15～4 号	ヤマトエンジニアリング(株)	CF フォーム 310	水成膜泡 3% (-10℃～+30℃)

P F O S を含有する泡消火薬剤（水溶性液体用）一覧表

No.	製造者名	商品名	型式
1	住友スリーエム(株)	ライトウォーター ATCFC-3035	水溶性液体用泡消火薬剤
2	住友スリーエム(株)	ライトウォーター ATCFC-600	水溶性液体用泡消火薬剤
3	D I C(株)	メガフォーム F-610AT	水溶性液体用泡消火薬剤
4	D I C(株)	メガフォーム AT-3	水溶性液体用泡消火薬剤

P F O S を含有する噴霧消火剤一覧表

No.	泡薬剤の型式番号	製造者名	商品名	型式
1	鑑特第 116 号	能美防災(株)	NCA211	噴霧消火剤 2% (-10℃～+30℃)

《記事》平成 22 年 9 月現在において、P F O S 含有であることが確認されている泡消火薬剤を示す。
 （尚、追加で確認されたものについては随時更新予定。）

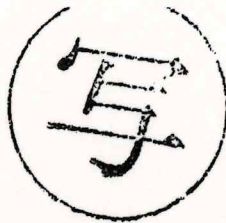
別表 2

水成膜泡消火薬剤の混合に関する問い合わせ窓口

平成 22 年 9 月現在

No.	会 社 名	連 絡 先	氏 名	TEL ・ FAX
1	(社) 日本消火装置工業会	〒 105-0003 港区西新橋 2-18-2 NKKビル	佐藤 安彦	TEL 03-5404-2181 FAX 03-5404-7371
2	千住スプリンクラー(株) 営業技術室	〒 120-0038 足立区千住橋戸町 23	小野寺 晃	TEL 03-3870-5011 FAX 03-3881-3199
3	第一化成産業(株) エフホーム事業部製造部	〒 350-1165 川越市南台 1-6-4	小沢 直也	TEL 049-242-7785 FAX 049-244-2934
4	D I C(株) フッ素化学品営業部	〒 103-8233 中央区日本橋 3-7-20	間屋 克典	TEL 03-5203-7769 FAX 03-5203-8786
5	日新理化産業(株) 児玉工場品質管理室	〒 367-0206 本庄市児玉町大字共栄字南共和 児玉団地11街区710-4	二瓶 剛寛	TEL 0495-72-5551 FAX 0495-72-4994
6	ニッタン(株) 施工管理部	〒 151-8535 渋谷区幡ヶ谷 1-11-6	入江 健一	TEL 03-3468-1375 FAX 03-3468-1927
7	ナラケミカル(株) 代表取締役社長	〒 636-0203 奈良県磯城郡川西町梅戸103	恵 宏敏	TEL 0745-42-1123 FAX 0745-42-1125
8	日本ドライケミカル(株) 技術部技術課	〒 289-1537 千葉県山武市松尾町借毛本郷 625-1	堀越めぐみ	TEL 0479-86-3914 FAX 0479-86-3962
9	能美防災(株) 開発企画室	〒 102-8277 千代田区九段南 4-7-3	沢田 浩希	TEL 03-3265-5152 FAX 03-3265-4803
10	(株)初田製作所 営業本部CS企画室	〒 140-0013 品川区南大井 2-9-3	森田 浩至	TEL 03-5471-7411 FAX 03-5471-7305
11	深田工業(株) 開発研究室	〒 485-0077 小牧市西之島北屋敷 869-1	小川 耕司	TEL 0568-73-4126 FAX 0568-73-4690
12	ホーチキ(株) 渉外室	〒 141-8660 品川区上大崎 2-10-43	宮崎 謙介	TEL 03-3444-9650 FAX 03-3444-2965
13	宮田工業(株) 商品技術部設備グループ	〒 253-8588 茅ヶ崎市下町屋 1-1-1	藤田有功夫	TEL 0467-85-3365 FAX 0467-87-3584
14	ヤマトプロテック(株) 物販営業統括	〒 108-0071 港区白金台 5-17-2	村井 知則	TEL 03-3446-7151 FAX 03-3446-7160

別添え1

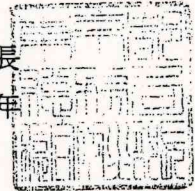


22総防管第837号
平成22年 9月13日

東京消防庁予防部長 殿
各市町村消防本部消防長 殿
島しょ各村消防主管課長 殿

東京都総務局総合防災部長

中 村 長 年



「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消化薬剤に関する技術上の基準を定める省令」の公布について（通知）

標記について、別添のとおり消防庁長官から通知がありましたので、写しを送付します。

つきましては、本通知に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いします。

問い合わせ先

防災管理課消防係

電話 03-5388-2457（直通）

FAX 03-5388-1270

E-mail

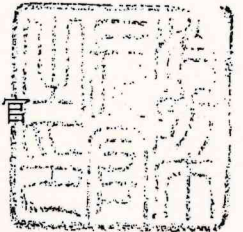




消防消第 214 号
消防予第 384 号
消防危第 190 号
消防特第 167 号
平成 22 年 9 月 3 日

各都道府県知事
各政令指定都市市長 } 殿

消防庁長



「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」の公布について（通知）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成 22 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「省令」という。）が平成 22 年 9 月 3 日に公布されました。

今回の省令の制定は、平成 21 年 5 月に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 4 回締約国会議において、一部の消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に含まれているペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）又はその塩が新規規制対象物質として条約付属書 B に追加されたことを踏まえ、我が国においても化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年 10 月 16 日法律第 117 号）及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号）が一部改正されたことにより、PFOS 又はその塩が新たに第一種特定化学物質として指定され、PFOS 又はその塩を含有する製品の新規製造及び輸入が原則として禁止されるとともに、業として第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、技術上の基準に従わなければならないとされたことから、技術上の基準を定める省令を新たに設けるものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるようお願いします。また各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

1 定義に関する事項

省令上の用語の意義として、次のとおり定められたこと（省令第 1 条関係）。

(1) 消火器等

消火器、消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤をいう。

(2) 泡消火薬剤等

消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤をいう。

(3) 取扱事業者

業として消火器等を使用する者その他の業として消火器等を取り扱う者をいう。

(4) 汚染物

P F O S 又はその塩を含む廃液又は P F O S 又はその塩が付着している布その他の不要物をいう。

2 保管に関する事項

取扱事業者は、泡消火薬剤等又は汚染物を入れた容器を保管する場合には、泡消火薬剤等又は汚染物が漏れ、こぼれる等のおそれがない密閉式の構造の堅固な容器であって、浸透しにくい材料を用いて製作されたものに収め、泡消火薬剤等又は汚染物を入れた容器は屋内に保管し、床面をコンクリートとする措置等を講ずることとされたこと（省令第2条関係）。

3 表示に関する事項

取扱事業者は、泡消火薬剤等を入れた容器を保管するときは、泡消火薬剤等を入れた容器及び保管している場所の見やすい箇所に、泡消火薬剤等を保管している旨を、汚染物を入れた容器を保管するときは、汚染物を入れた容器の見やすい箇所に、汚染物を保管している旨を表示することとされたこと（省令第3条関係）。

4 移替えに関する事項

取扱事業者は、泡消火薬剤等の移替えを行うときは、ポンプ等により行い、泡消火薬剤等の移替えに係る容器に受皿を設ける等必要な措置を講ずること等とされたこと（省令第4条関係）。

5 容器等の点検に関する事項

取扱事業者は、容器から泡消火薬剤等が漏出していないこと、容器に損傷又は腐食が生じていないこと及び床面等をひび割れがないことについて定期的に点検し、その点検の結果の記録を5年間保存するとともに、泡消火薬剤等を入れた容器等に異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講じなければならないとされたこと（省令第5条関係）。

6 漏出した場合の処理に関する事項

取扱事業者は、消火器等を保管する場合又は泡消火薬剤等の移替えを行う場合において、泡消火薬剤等が漏出したときは、速やかに漏出拡大の防止のための必要な応急措置等を講ずることとされたこと（省令第6条関係）。

7 帳簿の作成及び保存に関する事項

取扱事業者は、事業所ごとに、泡消火薬剤等の保管数量を記載した帳簿を作成することとし、当該帳簿は最終の記入をした日から5年間保存しなければならないとされたこと（省令第7条関係）。

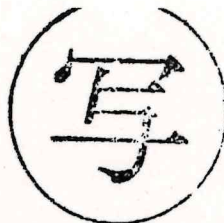
8 訓練及び点検時における措置に関する事項

取扱事業者は、消火器等を訓練又は点検において使用する場合は、放出した泡消火薬剤等を回収するとともに、回収した泡消火薬剤等又は泡消火薬剤等をふき取った布等を、密閉できる容器に入れて保管しなければならないとされたこと（省令第8条関係）。

9 施行期日

平成22年10月1日から施行するものとされたこと（省令附則関係）。

以上



消防予第 4 1 6 号
平成 2 2 年 9 月 1 5 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

PFOSを含有する泡消火薬剤の混合使用について

平成 2 1 年 5 月に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 4 回締約国会議において、一部の消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に含まれているペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）又はその塩が新規規制対象物質として条約付属書 B に追加されたことを踏まえ、我が国においても化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 4 8 年 1 0 月 1 6 日法律第 1 1 7 号）及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 4 9 年政令第 2 0 2 号）が一部改正され、PFOS 又はその塩が新たに第一種特定化学物質として指定されるとともに、PFOS 又はその塩を含有する製品の新規製造及び輸入が原則として禁止されることとなりました。

このことから、PFOS 又はその塩を含有する泡消火薬剤（以下「PFOS 含有泡消火薬剤」という）については、現在残っている在庫が無くなった場合、点検や火災等により放出した際、同じ型式の泡消火薬剤の補充ができない可能性があるため、PFOS 含有泡消火薬剤に異なる型式の泡消火薬剤を補充する場合の取扱いについて、下記のとおり運用の指針をとりまとめました。

貴職におかれましては、防火対象物の関係者及び点検事業者等に対し、下記事項について周知を図られるとともに、適切に指導されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 PFOS 含有泡消火薬剤の混合使用について

(1) PFOS 含有泡消火薬剤を使用する泡消火設備について、点検や火災等により泡消火薬剤の補充が必要となった場合、次のア及びイに適合することが確認されている泡消火薬剤に限り、補充する薬剤として用いて差し支えないこと。

ア 補充する泡消火薬剤は、当該泡消火設備において使用している PFOS 含有泡消火薬剤と任意の割合で混合した場合において、規格省令に規定する基準に適合する



ことが確認されているものであること。

イ 当該泡消火設備において使用している泡ヘッドは、当該泡消火設備において使用しているPFOS含有泡消火薬剤及び補充する泡消火薬剤のいずれと組み合わせても所要の性能を有することが確認されているものであること。

- (2) PFOS含有泡消火薬剤に異なる型式の泡消火薬剤を補充する行為のうち、最初の補充については、「工事」のうちの「改造」に該当するものであること。ただし、本行為に限り「軽微な工事」とみなし、着工届は要しないものとし、設置届に伴う消防検査については現場確認を省略することができるものであること。

また、2回目以降の補充は既に混合されている泡消火薬剤への補充であることから「整備」とみなし、着工届並びに設置届及び消防検査は要しないものであること。

- (3) 前項の設置届には、試験結果報告書に代え、上記(1)に適合することを確認した資料を添付すること。

- (4) PFOS含有泡消火薬剤にPFOS又はその塩を含有しない泡消火薬剤を補充した場合、混合された泡消火薬剤は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」（平成22年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号。以下「化審法省令」という。）及び点検基準上、PFOS含有消火剤として取扱う必要があること。この場合において、当該泡消火薬剤がPFOS含有消火剤である旨及び混合使用している旨を明確にしておく必要があること。

2 その他

- (1) 上記1の取扱いに関し、(社)日本消火装置工業会より、別添のとおり、泡消火薬剤の混合使用について情報提供がなされているので、参考とされたい。

- (2) 化審法省令が平成22年10月1日より施行されることに伴い、消防用設備等の点検時において、PFOS又はその塩を含有する消火器用消火薬剤又は泡消火薬剤が環境へ放出されないよう、点検事業者等に対してその回収等が義務付けられる。

これを受け、現在、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）の一部改正について意見募集を実施しているところであり、当該意見募集の結果を踏まえ、今後、当該告示の一部改正を行うとともに点検上の留意事項等について通知する予定である。

【連絡先】

総務省消防庁予防課

塩谷・長松

電話 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533